

## 令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第5回）

日時：令和元年9月20日（金）午前10時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

### — 会 議 次 第 —

#### 1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業

#### 2 その他

#### 【審議資料】

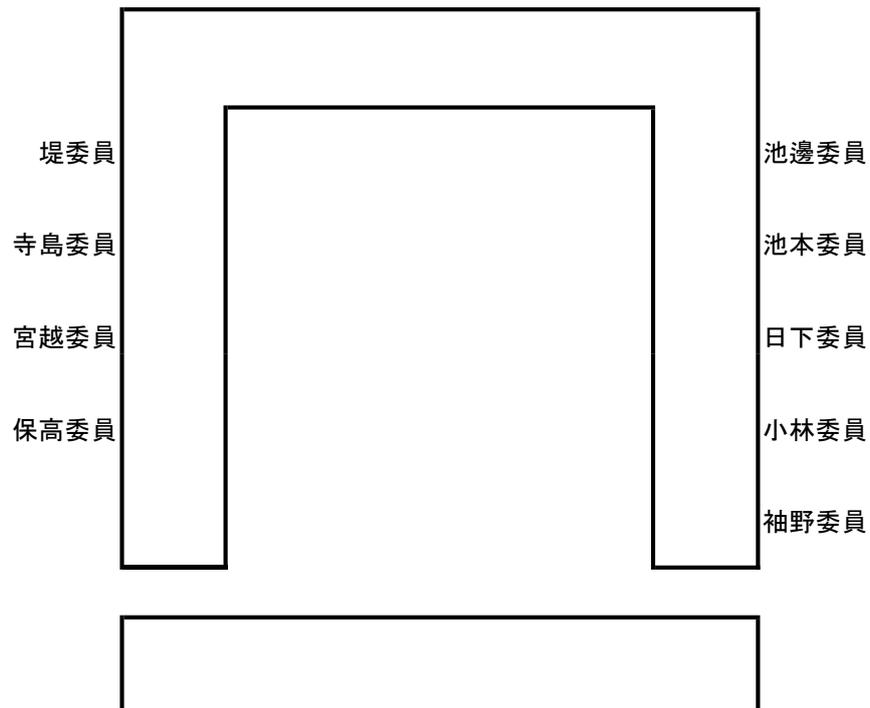
資料1 「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会 座席配置

日時：令和元年9月20日（金）午前10時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

第  
二  
部  
会  
委  
員  
長



森本  
アセスメント  
担当課長

宮田  
アセスメント  
担当課長

和田  
政策調整  
担当部長

東條  
オリンピック・パラリンピック  
アセスメント  
担当課長

「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」  
環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

### 1 意見書等の件数

都民からの意見書	970 件
関係市長からの意見	2 件
合 計	972 件

### 2 都民からの主な意見

#### (1) 環境全般

- ・この都市計画道路の計画は、1961（昭和36）年、58年も前につくられたもので、策定当時とは状況が随分変わっていると思います。畑や林だったところに多数の住宅などが建っています。また、人口減少が進んでおり、当然のことながら、車の量も減ってきます。当初の幅員が5メートル減って28メートルになっても、この道路ができることで、立ち退かなければならない住宅は、都の説明でも150軒以上になるとのことでした。現在の道路を拡幅するだけでなく、道が無い所に道路を作る計画であり、住民の生活や環境を破壊することになります。町が分断されることになります。こんなことは住民として納得できません。
- ・60年程前に作られた計画を、なぜ今、復活させなくてはいけいのでしょうか。このように巾の広い道路は市民にとって必要ないです。市民の生活や環境を破壊する計画に反対します。
- ・現在の羽衣町は閑静な住所地、住民たちは長年に渡り、仲良くコミュニティを作り上げました。大変住みやすいです。28M道路は羽衣町を分裂して、閑静な住1種宅地は幹線に変わってしまい、周辺の住民たちは、一生「騒音、大気汚染」を苦しむことになる。「人口が減る、車が減る、交通量が減る」の流れで、半世紀前の道路計画は時代に合わない。なぜ、莫大の税金を掛けて、周辺の住民を犠牲にして、28M道路を造るのでしょうか？どうしても必要な場合、少しでも環境への影響を軽減するために、4車線ではなく、2車線に変更して、更にスピードを40キロ以下に制限する案が考えられないのか？つきまして、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の都市計画変更案について、是非再検討して頂きたいと存じます。何卒宜しくお願い致します！
- ・環境影響評価案の前提となる計画交通量が、供用時で1日22,300台から26,000台、ネットワーク完了時に23,100台から28,600台となっていますが、この根拠を説明してください。
- ・国土交通省の掲載した情報を見ると、東京都の全体交通量は、平成22年の84,146,976（台/24時間）から平成27年の81,140,425（台/24時間）に変わり、5年間で約3.6%減少しました。また、立川市の保有自動車台数（軽車除く）は平成25年の59,059台から平成30年の56,043台に変わり、5年間で約5.1%減少しました。
- ・道路計画の一つの目的として、立川地域の渋滞緩和が挙げられましたが、しかし、立川通りの渋滞状況は既に数年前より20%以上改善されました。28M道路が開通されることによって、

下記の新しい渋滞が発生して、大気汚染が酷くなることを懸念している。

ア) 都道145号線との交差点で、大量の車が滞在されて、都道145線が渋滞になる。

イ) 都道43号線との接点で、4車線が2車線に変わり、渋滞になる。

- ・この道路の近くには、学校などもあります。育ち盛りの子どもたちへのさまざまな発達に影響がでるのではないかと心配になります。

## (2) 大気汚染

- ・極めて危険な発がん性物質であり、喘息などの原因と言われている“PM2.5”が調査項目に入っていません。この問題は道路に隣接する小学校、中学校に通学する生徒にも極めて重大な影響を与えます。環境基本法の有無に関わらず、“PM2.5”を環境影響評価に含めて再評価してください。大気汚染の問題でも、基準の中に微小粒子状物質（PM2.5）は入っていません。この物質は肺がんや喘息の原因となり、花粉症などを促進します。こうした重要な点がチェックされないなら、住民の生活環境は守れませんし、喘息や肺がんなどの健康被害が発生することになります。住んでいる住民の立場に立って、生活環境への影響を検証すべきと考えます。
- ・大気汚染は、東京都の説明では二酸化窒素0.031PPM、浮遊粒子状物質は0.037mg/m<sup>3</sup>、浮遊粒子状物質の濃度の最大値は0.037mg/m<sup>3</sup>と予測していますが、その時の交通状況や通行車両などによりその数値を超えることは十分に考えられることです。また、本来は東京都が依頼する調査会社ではない、住民側も納得できる調査会社に調査させるべきなのです。

## (3) 騒音・振動

- ・騒音に関する特例として、昼間70デシベル、夜間65デシベルの環境基準を満たしているとしていますが、これらは平均値であり、国連決議の53デシベルを大きく超えており、現在の安穏な住環境を維持出来るとは、到底考えられません。私たち住民は、何故そして誰のために、これ程の騒音に晒されなければならないのでしょうか。不眠症や騒音に起因する病気にかかる可能性も大です。環境基準は「特例」でなく、学校衛生基準等地域基準に則して行ってください。
- ・周辺環境への影響や健康被害への心配や不安があります。環境影響評価書案では、環境への影響は「すべて基準の範囲内」となっていますが、都市計画道路の環境基準は、「特例基準」ということで基準が緩和されています。どうして、これで正確な環境への影響が明らかになるのでしょうか。
- ・騒音の基準は、国際保健機関が規定している53デシベル以下という基準や、環境基準で定めている住宅街は昼間50デシベル以下、夜間40デシベル以下、学校では窓を閉めている時は50デシベル以下、窓を開けている時は55デシベル以下となっていますが、「特例基準」では昼間70デシベル、夜間65デシベルとなっており、そのため、この環境影響評価書案では、すべてが「基準の範囲内」となっています。
- ・都市計画道路は、環境基準が「特例」という事で騒音の基準が緩和されると聞きました。近くに住んでる人が居るのに、どうして基準が変わってしまうのでしょうか？生活に与える影響が大きいと思います。

- ・通行車両が増え、騒音がひどくなります。整備完了時は、東京都側の予測でも騒音60デシベルに近い、つまり人の話し声に近い騒音であり、整備完了時夜間は70デシベル近い、つまりステレオを1メートルの距離で聞く、或いは騒々しい街中に近い騒音となります。これで健康で、安心して暮らせるわけがありません。

#### (4) 大気汚染、騒音・振動

- ・羽衣町を東西に分断し、長年にわたり培われてきた誰もが称賛する優れたコミュニティ及び「羽衣ねぶた祭り」などに破壊と影響を及ぼし、「都道145号」付近が騒音・大気汚染・振動など甚大な被害を起こすことは間違いありません。再度この付近の環境影響調査を行ってください。
- ・健康被害が心配です。大気汚染や騒音、振動などは健康に被害を与えます。大気汚染では、喘息の患者が増えますし、騒音は低体重児や早産の増加、子どもたちの脳の発達や記憶力の低下、高齢者の場合、虚血性心疾患や高血圧の増加などがあると指摘されています。環境影響評価というなら、当然、検証されなければならないと考えます。やり直して下さい。
- ・車の通行量も増えるし、大型車も多くなると思います。大気汚染や騒音などによる健康被害がとても心配になります。
- ・大気汚染と騒音、振動の健康被害が心配です。騒音の影響は不眠、イライラ等で心筋梗塞のリスクがあると報道されています。都民の血税をムダな道路でなく、国保税引き下げに使ってください。
- ・東京都が3月26日の夜、立川市第六小学校で説明会を開催した時、影響評価は最低ラインをクリアしているため、問題がないと強調しましたが、閑静な住宅地が窓も開けられないほど騒音が酷い環境になることの説明がなかった。

#### (5) その他

- ・28m道路の効果に挙げている立川通りの自動車交通量は平成22年度をピークに減少し出しています。渋滞解消等はあとづけの理由にすぎません。また、今回の道路計画には200億円もの税金をかけるようですが、不要不急な計画で、福祉や教育にその税金を回すべきです。
- ・交通量増加による通行者の危険性も高まります。
- ・代替不動産に関して、東京都はその確保に協力する、努力すると言っていますが、そういう曖昧な言葉では全く納得できません。最低でも現在の居住環境を維持できる代替不動産の確保を、東京都が保証し、約束してください。また、金銭的価値ではかり知れない、現在の平和で静かな生活、住民の絆等環境影響調査の名のもとに、「終の棲家」を奪う権限は都にはありません。
- ・対象の都市計画道路の整備が実施されますと、立ち退きの問題で今住んでいる住民に大変な負担を強いることとなります。対象地域の住民は、現在の地価で今の土地が評価され、購入価格への補償は有りません。
- ・説明会では、不本意な立ち退きなどの生活破壊を受ける住民の被害や沿線の環境悪化には一言も触れませんでした。反対住民の声をもっと丁寧に聞き、測量説明会は延期し、該当地域の生活実態調査や、住民と東京都が対等の立場で向き合う話し合いを持ってください。
- ・説明会では十分な説明がされない中で、「時間になった」と事務的に質疑が打ち切られました。

た。住民の声を聞こうという姿勢がないと感じました。ぜひ、改めるべきと考えます。この環境影響評価書案の説明は不十分であり、説明会のやり直しを求めます。

- ・この様な道路建設は住民の心身に良いわけがありません。また、東京都の一方的で不十分な説明には納得できません。上記道路の整備は実施されないようお願い致します。

### 3 関係市長からの意見

#### 【立川市長】

- ・環境影響評価書案に対する意見はございません。尚、事業の実施にあたっては、地域住民からの意見、要望について誠意をもって対応し、理解と協力を得るとともに、環境保全に万全の措置を講じられたい。

#### 【国立市長】

- ・沿道生活道路に接続する場合は、交通量の増大が予想されるため、自動車交通による騒音振動等への各種環境対策や交通流対策を十分に検討し、周辺環境への配慮により一層努めていただきたい。
- ・道路地内の雨水浸透促進を願いたい。
- ・道路工事の際の騒音・振動に対し、周辺環境への十分な配慮を願いたい。
- ・道路周辺での景観に配慮している中で、さらなる緑化の検討を願いたい。